

議案第66号

鹿屋市個人情報保護法施行条例の制定について
鹿屋市個人情報保護法施行条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 法第82条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。以下同じ。)は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期

間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を複写したものを含む。以下同じ。）の交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿屋市条例第18号）第1条に規定する鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、各実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鹿屋市個人情報保護条例の廃止)

2 鹿屋市個人情報保護条例（平成18年鹿屋市条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 次に掲げる者に係る旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行の日（以下「附則第2項施行日」という。）後も、なお従前の例による。

(1) 附則第2項施行日に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は附則第2項施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第2項施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2項施行日前において旧実施機関から委託を受けて行う旧個人情報の取扱いに関する業務に従事していた者

4 附則第2項施行日前に旧条例第13条、第28条又は第36条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第49条に規定する個人情報ファイルを附則第2項施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項施行日に旧実施機関の職員である者又は附則第2項施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を附則第2項施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、必要な事項を定めたいので、本案を提出するものである。